

民泊都内で機運高まる

東京都内で一般住宅などに観光客を泊める「民泊」の制度化に向けた動きが広がっている。国家戦略特区の特例で、まず大田区が12月に条例を制定する。外国人が多い港区や渋谷区も検討を始めた。訪日客の急増などによる宿泊施設不足に公的に対応する。ただ近隣トラブルや衛生面などへの影響を懸念する声も根強い。地域の合意形成や安全・安心を確保する仕組みづくりが課題となる。



訪日外国人の増加で宿泊施設が不足している（新宿区）

訪日客誘客、大田区に続き

大田区の民泊に関する部などの住宅地は外れ、条例案は事業範囲を建築基準法でホテル・旅館が建てられる地域に限る。蒲田や大森などの繁華街を含む区内の約5〜7割が対象で、田園調布の一部

港・豊島区でも協議

近隣住民の理解課題

▼民泊 自宅の空き部屋などを宿泊施設として有料で貸し出すこと。本来は旅館業法に抵触し、火災や衛生面への対応、広さや環境の基準を満たす必要がある。今回、国家戦略特区の特例を使って一定条件のもとで旅館業法の適用除外を受けられるようになった。大阪府が10月に全国で初めてとなる条例案を可決し



出を受け付け、民泊を始める予定だ。

同区は羽田空港のお膝元で都内観光の玄関口。宿泊施設の稼働率が14年に前年比4・8割増の91%に達し、飽和状態が続いている。一方で、インターネットなどを介した民泊は事実上広まっており、法的にグレーな状態とみられる。行政が一定の条件でお墨付きを与え

る公的な民泊を始めることで、地域の不安を解消する。

追隨する自治体も増えそう。東京タワーや六本木ヒルズといった人気観光施設がある港区も民泊の検討に乗り出した。既に不動産会社など区内の施設の活用策を話し合っている。今後、住民の安全確保や消防などの課題を検証していく。

巨大大ターミナルの池袋駅を抱える豊島区はどの地域で民泊の実現が可能か協議中。担当者は「ス

ピード感を持ってやりた」と意欲を示す。渋谷や中野、江東の各区も庁内で検討を始めた。

都内の宿泊施設の稼働率は現状で8割程度に達している。20年五輪に向けて訪日客はさらに増える見込みだ。特区では旅館業法の特例として民泊を解禁することで、受け皿拡大につなげる。ただどれだけの需要をカバーできるかは未知数だ。